

(設置)

第1条 市は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)を、その公正、中立性を維持しつつ円滑かつ適正に運営するための意志決定機関として、八街市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認を行う。

- (1) センターの担当する圏域の設定
 - (2) センターの設置、変更及び廃止
 - (3) センターの業務の法人への委託及び当該業務を委託された法人の変更
 - (4) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - (5) センターが予防給付に係る居宅サービス計画作成を委託する居宅介護支援事業者の選定
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 2 運営協議会は、各年度ごとにセンターから次の各号に掲げる書類の提出を受けるものとする。
- (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (3) その他必要と認める書類
- 3 運営協議会は、センターの事業内容について、前項に掲げるものによるほか、次の各号に掲げる事項に基づき必要な基準を作成し、定期的に、又は必要なときに評価を行うものとする。
- (1) 居宅サービス計画作成において、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
 - (2) 居宅サービス計画作成において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。
 - (3) その他運営協議会がセンターの公正、中立性を確保するために必要と認める事項
- 4 運営協議会は、センターの職員の確保を所掌する。
- 5 運営協議会は、前各項に規定するもののほか、地域包括ケアに関し必要と認められる事項を所掌する。

(組織)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選任された委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の代表者
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
 - (3) 介護保険被保険者(前号に掲げる者を除く。)
 - (4) 地域包括ケアに関する学識経験等を有する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、地域における高齢者等の福祉に係る者
- 2 委員は、市長が選任する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、運営協議会を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、運営協議会の会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員より構成される部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、福祉部高齢者福祉課に置く。

(一部改正〔平成25年告示39号・令和4年40号〕)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(設置当初の委員の任期)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行時に選任される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成25年3月26日告示第39号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日告示第40号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。